

民主化闘争情報

No. 918

2015年2月9日
発行 日本鉄道労働組合連合会
(JR連合)

JR連合に加盟する日本レストランエンタプライズユニオン(以下、NREユニオン)委員長の雇い止めに対し、(株)日本レストランエンタプライズ(以下、NRE会社)を相手取り、東京地裁に地位確認等を求めて提訴していたが、2月3日、原告の請求を棄却する不当判決が下された。なお、今後の対応については、関係者と協議の上、決定する。

NREユニオン委員長の地位確認訴訟で東京地裁が不当判決！

一昨年(2013)年の12月、NREユニオン委員長は、出勤途上の会社施設内で転倒し、約3ヵ月にわたる入院を余儀なくされた。長野労基署から「通勤災害」の認定を受け、休職したうえで治療に専念、順調に回復し、「従前の業務に就労可能」とする主治医の診断書及び契約更新希望を会社に申し出たが、NRE会社は3月31日に「雇止め通知書」を手渡し、4月1日に失職した。平成20年10月から計17回の契約更新を行っており、実質的に無期雇用の状態であったことや、医師の診断により従前の業務に復職可能な状態であったことから地位確認等を求めて東京地裁に提訴していた。

判決内容は以下のとおりである。

【更新の合理的期待】

原告と被告の間では、本件配送業務を目的とする雇用契約が約5年6ヶ月にわたり多数回更新されてきたことからすれば、原告には契約更新の合理的期待が認められる。ただ、雇用期間の定めが明示された契約書が更新の度に作成されていたのであり、原告と被告の雇用契約が期間の定めのない契約と同視できる状態に至ったとまでは認められない。

【雇い止めの合理的理由・相当性】

主治医は、再断裂の可能性はゼロではなかったが、決して高くなかったため、従前の職務に復帰可能と診断したと陳述書に記載する。(中略)(病院作成の一般的なパンフレット等から)原告は、本件雇止め時点で本件配送業務に従事できる状態ではなかったと認められる。原告は被告との間の雇用契約において原告が従事すべき業務として定められた本件配送業務に就くことができない状態であったので、被告が雇用を更新しなかったことについて合理性・相当性が認められる。

組合への事前説明もなく、長野列車営業支店を本年3月で廃止決定！

労働環境の改善に向け、この間、NRE会社と団体交渉を鋭意行ってきた。昨年8月には、北陸新幹線金沢延伸後の業務体制などについての交渉申し入れ書を提出したが、NRE会社はNREユニオンへの説明もない中、突如として、長野列車営業支店の業務見直しについての説明会の開催を掲示で告知、本年3月での長野列車営業支店の廃止が口頭で告知された。一方的な施策変更に対して、組合側に一切の説明もなく強く抗議を行ったところである。

またも不払い賃金が発覚！

団体交渉では、またも不払い賃金が発覚するなど杜撰とも言える労働管理の実態が浮き彫りとなっている。引き続き、労働協約の締結や組合員の他支店への斡旋を強く求めるなど、組合員の雇用確保に全力を尽くしていく。

**J R 連 合 は 従 業 員 の 雇 用 を 守 る た め
N R E ユ ニ オ ン と 連 携 し た 取 り 組 み を 展 開 す る ！**